

# 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

## 議事録

開催日時：令和8年1月22日（木）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

### 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

早川	吉尚	立教大学大学院法学研究科 教授
大下	龍蔵	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
神山	久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮	悦子	消費生活アドバイザー
倉貫	浩一	読売新聞 新媒体運営委員会事務局次長兼編集委員
西田	佳史	東京科学大学工学院機械系 教授
野	祥子	北海道女性団体連絡協議会 会長
藤野	珠枝	主婦連合会
山内	洋嗣	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士
遊間	和子	株式会社国際社会経済研究所 経済安全保障・デジタル社会研究部 主幹研究員

### オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会  
オンラインマーケットプレイス協議会  
一般財団法人家電製品協会  
一般財団法人製品安全協会  
全国中小企業団体中央会  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般社団法人日本玩具協会

一般社団法人日本リユース機構

<配付資料>

議事次第

委員名簿（産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会）

資料 1-1 事務局説明資料（令和7年度製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）について）

資料 1-2 西田「+あんしん制度」審査・運営委員会委員長説明資料（誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度）

資料 1-3 株式会社パロマ説明資料

資料 1-4 株式会社大創産業説明資料

資料 2-1 事務局説明資料（モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応）

資料 2-2 アンカー・ジャパン株式会社説明資料

資料 2-3 エレコム株式会社説明資料

資料 3-1 事務局説明資料（製品安全に向けた取組について）

<議事>

（1）令和7年度製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）について【審議・報告】

（2）モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応【審議・報告】

（3）製品安全に向けた取組について【審議・報告】

## 開会

○森本課長　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

事務局の経済産業省製品安全課長の森本でございます。

ただいまより、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会（第19回）を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、Teamsによるオンラインの開催、また、YouTubeにて議事をリアルタイムで配信・公開させていただいております。

開催に先立ちまして、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○湯本審議官　ただいま紹介のありました大臣官房技術総括・保安審議官の湯本です。

本日は、ご多忙のところ、早川委員長をはじめとしまして、委員、オブザーバーの皆様、そして、本日、プレゼンテーションをお願いしております企業の皆様にも御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本年も経済産業省の製品安全行政の推進に、御協力をよろしく願いしたいと思います。

さて、一昨年度、国会で成立いたしました消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律ですが、昨年12月25日に予定どおり施行されまして、製品安全行政も新しいステージに移行したところでございます。これまで、新制度の円滑な実施に向けて、皆様方には様々な御協力を頂いてきましたところですので、改めて御礼申し上げたいと思います。

本日は、その新制度の施行状況の御報告に加えまして、2つの議題を用意してございます。

第1の議題でありますPSアワードにつきましては、今回新たに創設した+あんしん制度も含めまして、制度運営に携わっていただきました西田委員、そして、本年度の受賞企業であります株式会社パロマ様、株式会社大創産業様より、製品安全の推進に関する優れた取組を御紹介させていただきたいと思います。

また、第2の議題としまして、「モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応」について御議論いただきます。アンカー・ジャパン株式会社様及びエレコム株式会社様から品質管理等の実務や安全確保の取組を御紹介いただくとともに、事務局から今後の対応方針について御説明いたします。

本日も忌憚のない御意見・御指摘を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森本課長 ありがとうございます。

議事にお示しさせていただいておりますとおり、本日の議題は3点ございます。1点目が「令和7年度製品安全対策優良企業表彰（P Sアワード）について」、2点目が「モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応」、3点目としまして、「製品安全に向けた取組について」でございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、早川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○早川委員長 委員長の早川です。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、事務局より、委員の出席状況の報告と議事録の取扱いについての説明をお願いいたします。

○森本課長 委員の出欠状況でございます。坂本委員、安好委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。また、神山委員、藤野委員、野委員につきましては、途中での御退出と伺っております。

また、議事の取扱いでございますが、本日はオンラインでの開催とさせていただいております。YouTubeでの議事の動画配信も併せて行わせていただいております。議事の動画につきましても、会議終了後にも経済産業省のホームページにて掲載するとともに、事後に事務局にて議事録を作成いたしまして、委員の皆様の御確認の上、当省のホームページで掲載いたします。

以上でございます。

○早川委員長 ありがとうございます。委員の出席者が過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

それでは、続いて、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○森本課長 配付資料でございます。議事次第、委員名簿、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-3、資料3-1という形になってございます。

委員の皆様におかれましては、事務局から事前にお送りしましたPDF資料を御参照いただければと思います。資料の説明時には、説明に沿って資料を画面に投影いたしたいと思っておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

また、通信の不具合等ございましたら、電話、チャット等で事務局までお知らせいただければと思います。

○早川委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますが、議事次第によりますと、まず、「(1) 令和7年度製品安全対策優良企業表彰（P Sアワード）について」でございます。

初めに、事務局から資料1-1の説明を行い、その後、+あんしん表彰制度委員長の西田委員から資料1-2を説明いただきたいと思います。その後に、本年度受賞されました企業様から2社、株式会社パロマ様から資料1-3の御説明、株式会社大創産業様から資料1-4の御説明を頂きたいと思います。

各報告者の方々から御説明を頂きましたら、議事(1)についての質疑と意見交換の時間をまとめて設けさせていただければと思います。

それでは、事務局から資料1-1の説明をお願いいたします。

○森本課長　　資料1-1「令和7年度製品安全対策優良企業表彰（P Sアワード）について」でございます。

資料3ページ目でございます。

製品安全対策優良企業表彰、いわゆるP Sアワードは、本年度で19回目を迎えている表彰制度になってございます。企業や団体の製品安全に関する優れた取組を表彰させていただく制度という形になってございます。これまで20年弱の間に、150超の企業・団体等を表彰させていただいてございます。

また、企業単体の取組の表彰に限らず、製品安全を重要な価値として位置づける形の「製品安全文化」が広く企業、さらには社会全体に定着し、広がっていくことを目的に実施させていただいてございます。

既に複数回受賞いただいた企業につきましては、ゴールド企業という形で表彰させていただいているところでございます。

4ページ目でございます。今年度、令和7年度のP Sアワードの受賞企業一覧という形になってございます。

今年度、7社を表彰させていただいてございます。経済産業大臣賞以下、優良賞、特別賞等贈らせていただいております。

本年度経済産業大臣賞につきましては、中小企業2社という形で表彰をさせていただいてございます。大企業に限らず、中小企業の方々も製品安全の取組に頑張らせていただいているという形で、今回、表彰させていただいているものでございます。

5ページ目でございます。

先ほどの繰り返しになりますが、製品安全文化という形で、企業単体の取組に限らず、そういったものを広く企業間、さらには社会に広めていくという観点から、コミュニティ活動にも積極的に取り組ませていただいているという例でございます。製品安全コミュニティという形で、受賞企業を中心といたしましたいろいろな事例の紹介、活動の紹介、さらには交流の場も提供いただいているところでございます。

また、経済産業省の研修事業という形で、これまで取り組んでいただいている企業はもちろんのこと、これから取り組もうとされている企業の皆様方を中心に、活動の輪を広げる活動もさせていただいております。

6 ページ目でございます。

東京圏はもちろんのこと、関西圏も含めまして、コミュニティの拡大にも貢献させていただいているところでございます。

また、全国電機商業組合連合会との連携という形で、電気用品の安全性という観点での草の根の活動にも併せて御支援をさせていただいているところでございます。

7 ページ目以降は、今年度受賞された企業の皆様方の個別の取組の御紹介という形で資料をつけさせていただいております。本日、時間も限られますので、割愛させていただきたいと思っております。

19 ページ目をお願いいたします。

P S アワードにつきましては、これまで、製品安全に係る企業の優秀な取組を表彰させていただいてきたわけですが、本年度から新たに、「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度」ということで、+あんしん制度という個別の製品に着目いたしました表彰制度を開始させていただいております。+あんしんということで、安全・安心の価値を訴求することは必ずしも容易ではない中で、こういった表示制度、マーク制度を活用することによって、消費者に対して、こういった安全・安心の取組を訴求する、企業の活動も後押しするといった観点から、今年度から製品部門を新たに設けさせていただいたところでございます。

20 ページ目でございます。+あんしん制度の具体的な審査プロセス・審査フローになってございます。

企業の方々からの公募を経まして、J E T、J I A 等の試験機関における動作確認等の具体的な審査、さらには、N I T E が運営する委員会におきまして、具体的な製品のリスクアセスメントの妥当性をきっちり評価させていただきまして、最終的な受賞製品を決定さ

せていただいております。

21ページ目が、今年度、初回の受賞企業6社の製品になってございます。

22ページ以降につきましては、6社の具体的な商品を御紹介させていただいております。

本年度、+あんしん制度の初年度ということもございまして、いろいろ試行錯誤の中でスタートさせていただいたところでございます。

本年度、+あんしん制度の審査委員長を務めていただきました西田委員から、こちらの制度の趣旨、また、審査過程を経まして、いろいろ見えてきた課題について、この後、御説明を頂きたいと思っております。

○早川委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1-2につきまして、西田委員からお願いいたします。

○西田委員 よろしく申し上げます。

東京科学大学の西田です。

先ほど森本課長から説明がありましたが、特に+あんしん表彰・表示制度の社会的意義や今後の課題ということで、私から説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

こちらは、昨年3月の産業構造審議会で提出された資料に入っていたのですが、近年の重大製品事故1,023件の内訳で、ちょっと小さいのですが、どうなっているかという、左側の円グラフに描かれているのですけれども、約30%が製品起因、27%が誤使用・不注意によるもの、33%が原因不明、残り9%がその他ということになっていまして、製品起因、誤使用、原因不明が3割ずつなのですね。

この中で特に問題だなと感じていますのは、誤使用・不注意という部分かなと思います。誤使用、要するに、人が悪い、ヒューマンエラーだということで、それを防ごうと思うと、注意書きやマニュアル、附則が厚くなってくるといった対策がされるわけですが、なかなか難しいのですね。解決が難しいということです。

右側に棒グラフが描かれていますが、これは、年齢ごとに誤使用・不注意による割合がどれぐらいあるかというのが整理されているものです。

下の10代、10歳未満が非常に多い。上のほうになりますが、60代、70代、80代が6割以上ということで、心身機能、頭の機能、体の機能が変わっていく人たちにとって、危険性が非常に高いということです。

海外の製品安全のところでも、インバイテッド・ミスユースという議論がよく出てくるのですが、普通に使っていると、インバイトされているがごとく誤使用してしまうという事で、注意喚起ではなかなか難しいなということがあると思います。

次の資料ですが、特に、今、高齢化社会になっていまして、高齢者の難しい点は、日々、機能がどんどん変わっていくので、今日から福祉製品を使ってくださいというわけにいかないのですね。徐々に変わっていくということで、今後、心身機能の変化が織り込み済みになっているようなデザインが非常に必要になってくるかなと。こういうところに体重をかけて立ってはいけませんよとか、この表示をよく見なくてははいけませんよと言っても見えないのですね。力もないということで、ヒューマンエラーだけに帰属させない方向を打ち出していく必要があるだろうと思っています。

我々が期待していることになりましたが、+あんしん表彰制度の意義、企業の製品安全に関する取組を表彰する制度の意義です。

企業の積極的な取組を評価して、対外的に発信できるようにする。それによって、製品安全のいろいろな工夫を重要な価値として社会に浸透させて、「製品安全市場」をつくっていく。これを応援することが大事だなと思っています。

さらに、そういういろいろな工夫をしている産業界のコミュニティを拡大して、企業間の横の連携を促進する。それによって、製品安全の実現に向けて取り組む企業を増加させていく。こういうところが大事だなと思っています。

安全の分野は、いい製品を作っても、自分でアピールしにくいところがあるのですね。安全の分野は、やって当然、やらないと社会から叱られるというところがあるのですが、イノベティブないろいろな工夫で、これまで不注意や誤使用のせいにしてきたものに対して、そうではないよと。プラスアルファ、複合することによって、不注意・誤使用が多少あっても危険なことにならない。そういうところをちゃんと評価する。そういう製品が広がっていくような社会をつくっていけるといいなと思っています。そこが一番の意義かなと思います。

今回の説明会にもとてもたくさん来られて、期待があったのですが、ここに、次年度に向けた期待と要望などについて整理させていただきました。

1つ目、「対象製品」ですが、今回初めてということでちょっと絞ったのですね。1社1製品に限定して応募いただいたのですが、危害シナリオが共通するシリーズ製品などに関しては、複数製品の応募を認めてほしいといった強い要望がございました。

次、「評価方法」ですが、今回、新しい制度なので、どう評価するか、どういう事前資料が必要か、どういうエビデンスが必要かということについて、必ずしも分かりやすかった状態ではなかったかなと思いますので、このあたりは、分かりやすいガイドラインなどをつくって改善していくことが必要かなと思っています。

3点目、「事業者のリスクアセスメント力の向上」ということで、事故のデータを見て、どういうものに取り組んでいかなければいけないかということ、エビデンスに基づいて精査していく必要があるのですが、この方法論がまだ確立していないということで、リスクアセスメントをサポートするような方法や技術なども必要ではないかなと思っています。

最後ですが、「+あんしん表彰・表示制度の周知」ということで、こういう制度はつくれるのですけれども、周知されていかないと広がっていかないとことなので、ホームページ、新聞掲載、表彰式の実施などを行って、企業にとっても、消費者にとっても魅力的な制度にしていく必要があるかなと思っています。

ということで、始まったばかりですが、この後、パロマさんからもお話がありますけれども、こういう制度を広げていけるといいかなと思っています。どうぞよろしくお願ひします。御説明させていただきました。

○早川委員長　ありがとうございます。

それでは、資料1－3につきまして、株式会社パロマ取締役副社長でいらっしゃいます浦川拓也様よりお願いしたいと思います。

○株式会社パロマ（浦川）　ただいま御紹介いただきました株式会社パロマの浦川でございます。

本日は、産業構造審議会製品安全小委員会におきまして発表の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。限られた時間ではございますが、弊社における製品安全の取組について、要点を踏まえて御説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

弊社は過去に、ガス湯沸器の不完全燃焼により、一酸化炭素中毒事故を発生させ、多くの貴い命が失われるという重大な事故を招いてしまいました。改めまして、被害に遭われた皆様には深くおわび申し上げたいと思っています。

この事故の発生メカニズムにつきましては、故障機器の不正改造により、安全装置が作動していない環境であっても燃焼が継続してしまうということが原因でございました。さらに、組織面においては、事故情報を体系的かつ網羅的に分析し、適切な対策を講じるこ

とができなかったこと、また、不正改造は機器そのものの問題ではないという認識から、市場に残っておりますパロマ製品に対しての当事者意識が大きく欠如していたことが、被害の長期化、そして拡大につながったと考えております。

これらの問題に対しまして、当時、経済産業省様及び社外の第三者委員会の皆様から、組織体制の整備、ガバナンスの確立、企業文化の変革の3点について御指導を賜りました。これを鑑み、弊社では製品事故の対応体制の抜本的な見直しを進めてまいりました。

それでは、弊社のリコールに対する考え方と取組について御説明申し上げたいと思っております。

まず、製品事故情報を能動的に収集して、一元的に分析・管理するための管理部、そしてCS部を立ち上げさせていただきました。

集約されました事故情報は、まず、社内で毎月1回行われます製品事故対策委員会で審議しまして、そこでリコールを行わないと判断した事案については、3か月に1回開催されます社外有識者委員会で率直な意見を頂き、最終的には取締役会で決議するという三層で審議する仕組みとなっております。

また、弊社では部品の内製率が70%を超える製造体制を構築しておりまして、不具合要因の特定や是正対応を迅速に行うことが可能でございます。その結果、事故発生の前段階でリコールを実施した事例もございます。

さらに、ガス事業者の皆様による定期保安点検の制度は、事故の未然防止やリコール対応を確実かつ迅速に進める上で欠かせない仕組みであり、本制度並びにガス事業者の日頃の御尽力に対して、この場をお借りして、深く感謝を申し上げたいと思います。

先ほど西田委員から誤使用や不注意の御説明がありましたが、弊社では、誤使用や誤設置に起因する事故についても、製品側の配慮不足として真摯に受け止め、問題解決の姿勢を決して止めることなく、設計面での改善及び安全啓発に取り組んでおります。

この考え方を社員一人一人に浸透させるため、名古屋の本社の社屋に、事故や失敗事例を展示する施設を設置して、失敗からの学びをテーマとした社内教育を実施しております。施設内には、『誤使用』という言葉は危険であり、思考停止を招きかねない。想像力を働かせて、背景にあるメカニズムを探求せよ」というメッセージを掲示して、全社員が常に意識すべき指針としております。

具体的な取組としまして、こんろでの繰り返しの煮こぼれにより、機器内部のガス配管が腐食してガス漏れに至った事例では、機器内部の配管の塗装処理や設置位置の見直しを

行いました。

また、給湯器の排気等の誤設置によって不完全燃焼が発生した事例では、機器の排気通路部の材質をステンレスに変更することも実施させていただいております。

さらに、外国人の方がこんろのグリルを開けたままケバブを調理したことで熱流が変化して、部品が損傷した事例では、遮熱板の追加設置や部品の材質の変更を実施させていただいております。

最後になりますが、昨年新設されましたP Sアワード製品部門、+あんしん制度で表彰いただきました製品を少し御紹介申し上げたいと思います。

受賞製品は、こんろの使用時に着衣着火を防止するエリアセンサーを搭載したこんろ「アバンセ」でございます。本製品は、着衣が炎に近づいた際に、瞬時に火力を自動で弱めて、着衣着火のリスクを低減する機能を備えております。

開発に当たりましては、お客様から寄せられました意見を起点とする弊社のV O C (Voice of Customer) 活動の中で着想を得て、製品化に至ったものでございます。高齢者の方を中心に、袖口に火が移る着衣着火事故が増加していることを把握して開発を進め、製品化させていただきました。

また、本製品は、日本消防設備安全センター様より消防防火製品として推奨認定を受けた唯一のガスこんろであり、あわせて、経済産業省様の主催のキッズデザイン賞も受賞させていただきました。

以上、簡単ではございますが、弊社からの発表とさせていただきます。今後とも、経済産業省様並びに皆様からの御指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

○早川委員長      ありがとうございました。

続きまして、今度は資料1－4ですが、株式会社大創産業グローバル品質管理部の部長の齋藤直生様よりお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○株式会社大創産業（齋藤）      株式会社大創産業の齋藤でございます。

本日は、このような貴重な発表の機会を頂き、誠にありがとうございます。

また、弊社は先月、P Sアワードにおいて、優良賞という栄誉ある賞を頂きました。長年の課題であった製品安全への取組を評価いただいたことは、私どもにとって大きな励みとなっております。改めて厚く御礼申し上げます。

本日は、先月のP Sアワードにおいて評価していただいた弊社の取組について、限られ

たお時間でございますが、3つの柱を中心に御紹介させていただきます。

まず、弊社は1972年に創業し、催事業態を経て、1991年から100円SHOPのチェーン展開を本格化させました。現在では世界26の国と地域に出店しております。

100円SHOPのビジネスは、飽きとの戦いでもあり、年間約1万5,000アイテムという膨大な新商品を開発しております。

かつて弊社の品質管理・製品安全は仕入先様頼みという側面が強く、自社の関与が不十分な時期がございました。転機となりましたのは、2015年、現社長の入社です。この業界は品質で潰れるという強い危機感の下、2018年の社長就任と同時に、業界初となる自社での品質管理・安全確認を専門に行う品質管理部を設立いたしました。

具体的な対策として、まず、社長直轄のグローバル品質管理部が合格を出さない限り、商品は絶対に発売できない仕組みを構築いたしました。

また、業界初となる「品質管理基本方針」と、商品を85ジャンルに細分化した「商品品質基準書」を策定し、特性に合わせた明確な基準を設けております。

企画から販売まで、デザイン原稿、生産前、出荷前の計3回の品質確認フローを徹底しております。特に化粧品や電気製品については、より詳細な確認を行っております。

現場では、蛍光X線分析装置などを用いた材質検査を自社で実施しています。これにより、生産工程で勝手に材質が変わってしまうサイレントチェンジを撲滅し、強度不足による事故を未然に防いでいます。

さらに、店舗からも商品を抜き取って検品する店舗抜取検品を行い、常に安全性を監視しております。

次に、海外取引先様の管理についてですが、弊社では、最終加工工場の情報を確実に押さえるために、全サプライチェーン情報の開示をルール化しております。現在、直接取引のある全工場に対して、CSR並びに品質工場監査を必須としており、今後は、仕入先様が管理する工場へも委託監査を拡大する予定です。

また、カビ発生や刃物・針の混入対策など、詳細な製造管理マニュアルを工場へ展開し、直接指導を行っております。

今、工場としては、PBだけでも約2,900工場という状況でございます。

最後に、3つ目の柱ですが、お客様への安全知識の普及です。今、弊社の公式Instagramのフォロワーが約200万人いるのですが、製品を安全に使用していただくために、そこで注意喚起動画を配信しています。

例えばスライサーの注意喚起動画では、安全に使用するために、安全グリップという弊社の商品があるのですが、そちらも併せて紹介したところ、視聴数は54万回を超え、安全グリップの販売数も約2倍に伸びるなど、お客様の安全意識の向上につながっています。

刃物の注意点でも、指を守る安全グリップや滑り止めマットを紹介したところ、安全グリップの販売数は約2倍になって、大きな反響があったことが分かりました。

こうした安全グッズを開発し、実際に使用していただくことも、事故を減らすための当社ならではの取組だと考えております。

さらに、安全活動の一環として、「DAISOあんしんラボ」というチームを組んでおりまして、そこからショートドラマも公開しております。ここでは、NITE様から御提供いただいた実際の火災動画なども活用させてもらい、タコ足配線や古いモバイルバッテリーの危険性をリアルに伝えることで、商品の誤使用による事故を未然に防ぐ取組を継続しております。

弊社はこれからも、安さだけではなく、圧倒的な安全品質を追求し、世界中のお客様に安心してお買い物いただける企業を目指してまいります。

御清聴ありがとうございました。

○早川委員長　ありがとうございました。

皆様、本当にありがとうございます。

それでは、委員の方々から御意見・御質問を頂きたいと思いますが、まず初めに、PSアワード審査委員会の委員長を務められました釘宮委員からコメントを頂戴したいと思います。釘宮委員、お願いできますでしょうか。

○釘宮委員　かしこまりました。消費生活アドバイザーの釘宮と申します。

ただいま御紹介いただきましたように、私は、製品安全対策優良企業表彰の第5回の2011年度から審査委員を務めております。ここで、御講演いただきました企業の皆様への感謝の気持ちを込めて、コメントを一言申し上げたいと思います。

この表彰制度の審査方法ですが、まず、一次審査としまして書類審査がございます。二次がプレゼン審査、三次が現地調査ということでございまして、その3回の審査を経て受賞者を決めるということで、ほかの表彰制度などと比べて、これだけ丁寧に審査をしている表彰はないのではないかと自負しているところでございます。

この審査を通じて感じますのは、企業・団体の皆様が製品安全を実現するために日々努力をされているということです。安全・安心といった信頼の醸成は一日にして成るもので

はないと思うわけですが、その中で、企業・団体の皆様の取組にスポットを当てて、そのひたむきな努力がきちんと評価されることを、この表彰制度では目的としております。

応募いただいた企業・団体の皆様からは、社内の製品安全取組を見直す、よいきっかけになったとか、従業員のモチベーションアップにつながったといったお声を頂いておりますし、また、ホームページなどを通じた発信を通じまして、様々なステークホルダーに対しても優れた取組を発信する機会になっていると思っております。

本日、御講演いただきましたパロマさんは、今年度の+あんしんを受賞されたということになります。昨年度は、製品安全対策優良企業表彰で、大企業・製造事業者部門の優良賞を受賞されていらっしゃいます。大創産業さんは、今年度の大企業・小売販売事業者部門の優良賞ということになります。先ほどお話がございましたが、2社とも苦い過去の御経験を経まして、製品安全を確保する体制づくりに心血を注がれてきたということで、審査を通じまして大変感銘を受けました次第です。

この2社を含めました受賞企業・団体の皆様をお願いしたいと思っておりますのは、お客様や取引先の方々に対しまして、広報活動を通じて、製品安全に取り組むことの大切さを幅広く発信していただきたいということです。本日の製品安全小委員会で、2社が御講演くださったことにつきましても貴重な機会となりまして、感謝をしております。

今後も、このような価値ある取組がほかの企業・団体の参考になって、製品安全文化の普及や浸透につながっていくことを心より願っております。

以上でございます。

○早川委員長 釘宮先生、ありがとうございます。

そのほかの委員の方々をお願いしたいと思います。御発言を御希望の方は、挙手ボタンを押していただければと思います。

大変恐縮ですが、本日、議事が非常に詰まっておりますので、簡潔な御発言をお願いできればと存じます。

また、登壇者への御質問の場合には、その旨をお知らせいただければと思います。質問内容に応じて、登壇者の先生方、あるいは事務局から御回答させていただければと思います。

藤野先生、お願いします。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。今日、御説明等ありがとうございました。私、16時で退席させていただきますので、この場で意見を言わせていただきます。

本日の資料等、とても参考になりました。製品事故は、製品起因のものと消費者の誤使用等によるものがございます。また、廃棄の際、事故につながるものもあるのですが、西田先生のスライドで、これまで消費者の誤使用や不注意起因とされてきたことは、ユーザーが必然的に取り得る行為であり、不可避であるとの理解から、その点を取り上げていただき、それを製品に反映させることは非常に大きな進歩だと思います。

私自身は、製品を消費者につなぐ立ち位置である販売者の方たちの存在は非常に重要だと思っております。消費者が直接商品を買ったり、輸入したりといった流れも大きくなりつつありますが、販売者は、その製品の特徴や事故発生のことなどを消費者に知らせるという大きな役目をしていると思っております。今年度のPSアワードの大臣賞を取られたところが小売業者さんであられるということも非常に大きなことであつたと思っております。

今回は、質問というより、私の感想を述べさせていただきました。

以上でございます。

○早川委員長　ありがとうございます。

そのほか、御質問等いかがでしょうか。

山内先生、お願いします。

○山内委員　承知いたしました。私は弁護士をしております。安心・安全に関しては、現場の方の御尽力も大変大事ですし、そこに人や物やお金をしっかり投入するという経営陣やマネジメントの方の御判断も必要なところで、今回受賞された企業様に本当に心から敬意を表したいと思いますし、先ほどのパロマさんや大創産業さんの取組にも本当に感銘を受けました。

これは一つ、私の気づき点ですが、西田先生の+あんしんマークに関する御推進のお考えにも大変賛同するところで、これを周知していくことによって、これを、大変なコストや力を注いで獲得された方にリワードをちゃんと与えることは大事だと思います。私がいろいろとインターネット等をざっと見たところでは、このマークが販売促進等に使われているとか、お客様に安心を与えるという方向で積極的にいろいろ使われているというさまは、正直、まだ見てとれませんでした。それは、今後の周知活動に伸び代があるということかと思っております。

先ほどのペーパーの19ページにロゴマークの表示例がありました。十字型で非常に分かりやすい、目立ちやすい、いいマークだと思っておりますが、1点、2点あるとすると、

例えばトクホのマークなどと違って、この表示は、例ではございますけれども、これを見たときに、消費者の方の目線から、一瞬、国の制度なのだということが一義的に明らかではない点が、今後、安心感をより積み増せる余地があるのではないかと。

あとは、※の「リスクをなくすことを保証するものではありません。」というのは、「低減」という言葉に既に十二分に表されているような気もいたしまして、このロゴマークを使って、胸を張って商品を売っていくに当たって、このロゴマークの表示例というものに改善の余地はないのかといったことが、周知や今後の広報の観点で気になりました。

いろいろな御意見があると思いますが、以上でございます。

○早川委員長 ありがとうございます。今の点について、もし可能であれば、事務局からも御回答いただきたいと思いますが、私も関連して質問が、本日、御報告いただいた事業者の方々、パロマ様と大創産業様にごさしまして、今のと非常に似ているのですけれども、こういった賞を頂いたり、製品安全についての活動を販売につなげていけば、競争の中で、ほかの会社も、自分たちもそのようにしていこうとなると思うのです。これを、今まさに先生がおっしゃられたような販売につなげるために、制度について、もう少しこういう工夫があると、我々もより販売につなげられるのだけれども、どうでしょうかみたいな御要望があれば、いい機会ですので、ぜひこの場でお聞かせいただきたいと思うのです。

以上が私からの質問でありまして、先ほどの先生の御質問ともつながってくるかと思えます。

そのほか、御質問はよろしいですか。

では、事業者のパロマ様と大創産業様から御要望等あれば、お願いできればと思います。

○株式会社パロマ（浦川） ありがとうございます。株式会社パロマの浦川でございます。

反省点としては、今回の受賞を受けまして、我々ももう少し発信すべきだったなと思っております。先ほど早川委員長からお話がありましたが、対外的に発信というよりも、社内のモチベーションアップ、また、生産現場のみんなのモチベーションアップということに非常に多く使わせていただきました。ですので、我々の発信力がちょっと足りていないなという反省点、あと、先ほど山内先生からも話がありましたように、我々も+あんしんマークをもう少し前面に出してやっていくべきだなという反省点がございましたので、御要望というよりも、むしろ反省点のほうが多いでございます。

以上でございます。

○早川委員長　ありがとうございます。+あんしんマークがもう少し目立ったり、消費者に希求力があつたほうが良いといった御要望はないですか。大丈夫ですか。

○株式会社パロマ（浦川）　まだしっかり使い切れていないといったことですので、使わせていただきます。

○早川委員長　分かりました。ありがとうございます。

大創産業様はいかがでございましょうか。

○株式会社大創産業（齋藤）　今回の受賞に関しては、皆さんのおかげで受賞することができましたということで、お取引様にもすぐ案内させてもらったのですが、ただ、結構懇意にしているお取引様の部長クラスの方にさっき電車で会ったときに「えっ、そうなんですか」と。「えっ、でも、送っていますよね」と言ったのですが、失礼な話、そもそも弊社と取引のあるメーカーさんは本当にピンキリございまして、P Sアワードを知らない。P Sアワードを伝えたとしても、それが伝わっていないということがあって、これは伝え方の問題だなということで、そこは大きく反省しています。3月にお取引様向けの発表会がありますので、まずはそこで再度、今回の取組に関してと、こういう制度のものというのは説明させていただこうと思っております。

それ以外で言うと、私も、パロマ様のお話を聞いて、「うわー、まだまだ弱いな」と思ったのは、今年、どちらかという、P Sアワードのほうに気が取られた。初というか、2回目の挑戦であれだったのですが、私たちはP B商品を9割作っておりますので、メーカー様にも、+あんしんという制度が始まっているよ、こういう商品があると売りになるよということをもう少し伝えてもよかったかなというのは、聞いていて反省だなと思っております。

○早川委員長　ありがとうございます。

では、事務局からいかがでございましょうか。

○森本課長　製品安全課長の森本でございます。

改めまして、パロマさんと大創産業さんには、本日、プレゼンテーションを頂きまして、ありがとうございました。

また、釘宮委員をはじめ、貴重な御意見を頂きまして、また、西田委員にも御説明いただきまして、ありがとうございました。

山内委員にも御指摘いただいたのですが、まるっとまとめて申し上げると、まだまだ普及と広報が足りないという御指摘だったかなと理解してございます。そういった意味では、

私も、昨年の夏にこちらのポストに着任させていただきまして、こんないい制度をやっているのにといいところは、経済産業省の一員として感じているところでございます。今回、この産構審製品安全小委員会に、受賞された企業の方に御登壇いただくといったこともそんなにやっていたことではないのかなと思ってございまして、私自身も、ある意味、あらゆる手段を使って、この制度を普及させていくといったところが非常に大事なかなと感じている次第でございます。

もうちょっと余分なことを申し上げると、私ども製品安全課は、事故が起これば、何か対策をするという課になっているのですが、私は、事故が起こってからではなくて、事故が起こる前に何とかしたいなという思いが非常に強くて、どうやって未然に防いでいくのかということで、+あんしんや安全・安心への取組を、これは「文化」と一言でまとめてしまっていますけれども、ある意味、企業さんの自然な取組として溶け込ませていくことがまさに政策課題と受け止めてございまして、そういった意味で、引き続き皆様の御支援を頂きながら、こういった取組を普及していきたいなと思ってございます。来週は関西のほうにもお邪魔させていただきまして、コミュニティ活動をやってこようと思ってございます。東京圏だけではなくて、全国にもこういった活動をぜひ広めていきたいと思ってございます。本日、御指導いただいたということで受け止めさせていただきまして、今後生かさせていただきたいと思ってございます。

○早川委員長 私、この委員会は結構長いのですが、このように事業者の方から御報告、あるいは発表いただくのはそんなにないかと思しますので、こういう場にも招聘されて報告いただいたこともぜひ宣伝に使って、これはYouTubeでも配信されているみたいですので、そういったことも利用できるのではないかと思いますので、ぜひ御活用いただければと思います。

大体よろしゅうございますか。

それでは、(1) 番の議事については、こちらで終了させていただきます。

続きまして、(2) 番の「モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応」に移りたいと思います。

まず、事務局から、資料2-1の対応策の1つ目まで御説明いただきます。その後、アンカー・ジャパン株式会社様から資料2-2の御説明、エレコム株式会社様から資料2-3の御説明を頂きます。説明が終わりましたら、再度、事務局より、資料2-1の残りについて御説明いただく。ちょっと複雑ですが、このような形で進めさせていただきます。

各社からの御説明が終了後、議事（２）に対しての質疑・意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から、資料２－１の前半部分でしょうか、お願いいたします。

○森本課長　引き続き、製品安全課長・森本でございます。資料２－１の御説明をさせていただきますと思います。「モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応」という内容でございます。

２ページ目でございます。「アンカー・ジャパン株式会社からの報告」ということで、昨年の10月21日に、アンカー・ジャパン株式会社に対しまして、経済産業省からリチウムイオン蓄電池搭載製品に関する総点検等を求めたところでございます。

背景といたしましては、製品事故が複数発生しているといったこと、また、関連するリコールの件数が相当数に上っていたこともございまして、リチウムイオン蓄電池搭載製品に関して、改めて総点検等を指示したところでございます。そういった指示に対しまして、昨年から本年初めにかけて、当社から報告があったところでございます。内容につきましては、この1月13日にまとめさせていただいて、既に経済産業省のホームページで公表させていただいております。

内容につきましては、製造・品質管理体制の強化が一定程度図られており、製品安全の向上に資するものということが確認されたところでございます。

同社の報告内容から、特に、製造工程での異物混入の防止といった製造工程の管理、さらには、出口製品の品質管理・安全対策が非常に重要になってくるといったところが改めて確認されたところでございます。

３ページ目でございます。当社に限らず、関連事業者に対しましても、同時期に経済産業省からヒアリングをさせていただいたところでございます。リチウムイオン蓄電池関連製品の事故またはリコールが発生している企業さんへのヒアリングをさせていただいたところでございます。

この結果につきましても、同じく製造工程の管理や、製造工程で発生します異物混入などをいかに防止していくのかというところ、さらには、工場監査の実施やグローバルレベルの安全管理体制の構築、製造工程の管理、品質管理などが非常に重要になっているところがこちらでも確認されたところでございます。まさに徹底した品質管理が安全確保の鍵になっていることが浮かび上がってきたところでございます。

こういった内容を踏まえまして、今回、対応策という形で、２点お示しさせていただ

ているところでございます。

1点目といたしまして、安全対策、品質管理などのいろいろな取組を先進的にされてございます事業者様の工場監査や品質管理の具体的事例を御紹介いただき、あわせて関連事業者の間でも共有していくといったことを図りたいと考えてございます。

こういった対応を踏まえまして、今回の審議会で、アンカー・ジャパンさん、エレコムさんの2社に、工場監査や安全対策、品質管理などを御紹介いただきたいという形で、今回プレゼンをお願いした次第でございます。

○早川委員長 ありがとうございます。

それでは、資料2-2につきまして、アンカー・ジャパン株式会社執行役員・カスタマーエクスペリエンス本部長及び経営管理本部長でいらっしゃいます井田真人様からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○アンカー・ジャパン株式会社（井田） よろしく申し上げます。皆様、本日は、貴重なお時間を頂きまして、大変ありがとうございます。アンカー・ジャパン株式会社執行役員の井田と申します。本日は、弊社Ankerグループにおける品質管理の取組、特にリチウムイオン電池搭載製品の安全性確保に向けた活動について御紹介させていただきます。

本日の目次は、次のとおりとなっております。

まず、弊社について、簡単に御紹介いたします。

アンカー・ジャパンは、中国に本社を持ち、グループ全体で世界に38拠点を構えるAnkerグループの日本法人となっております。モバイルバッテリーや充電器などを展開するモバイル充電ブランドの「Anker」、ワイヤレスイヤホンやスピーカーなどのオーディオやプロジェクターを扱うオーディオブランドの「Soundcore」、ロボット掃除機やセキュリティカメラを取り扱うスマートホームブランドの「Eufy」等を中心に、様々な製品を展開しているハードウェアメーカーとなっております。

では、製品展開の核となるサプライヤー管理について御紹介させていただきます。

弊社では、現在、4つの主要な取組を通じて、サプライチェーンの強化を図っています。

まず、1つ目ですが、サプライヤー選定基準の厳格化になります。まず、電池セルの重要工程である混練、塗工、裁断の3つの工程に焦点を当てて、厳しい基準を満たすサプライヤーのみと取引を行うようにしております。

2つ目は、製造リスクの抑制です。裁断工程での集塵と防塵の対策を強化し、異物の混入リスクを低減できるよう、徹底的に管理しています。

3つ目は、トレーサビリティの強化です。一般にMESと呼ばれているのですが、自社で開発した製造管理システムを全サプライヤーに展開し、使用を義務づけております。このシステムは何が重要かといいますと、こちらを導入することによって、大事と言われている電池セルの製造から出荷までのデータを一元管理することができます。

最後に、4つ目は、信頼性試験の強化になります。品質を維持するために量産品の管理を徹底し、信頼性試験の実施項目を大幅に強化いたしました。継続して品質を保つことは難しいというのはどの製造業者にも言えることであり、どこまでこだわっていくのか、品質に対するこだわりと価格とのバランスの部分がすごく大事だと思っております。その点をしっかり考えた上で、量産管理体制を強化し、生産を行っているのが、弊社のサプライヤーに対する品質管理体制といった形になっております。

次に、Ankerグループ内での品質管理体制、弊社内でのグループ管理体制の説明をさせていただきます。

サプライヤーの管理に加えて、Ankerグループ内でも品質向上に向けた社内の体制を構築しており、その中で実施している3つの主要な取組を紹介いたします。

まず1つ目は、独立した自社の試験施設の設定です。電池セルの評価に特化した専門部門を新設し、万が一の際にも、原因究明に向けて迅速な対応が可能な設備を自社で備えております。これによって、何か起きたときの原因究明及び通常的量産品の製品の品質の確保が可能になります。

2つ目は、先ほどお話に上がりましたが、サプライヤーの品質データの一元管理です。先ほど、サプライヤーに対する品質管理取組の項目でも御紹介しましたが、自社で開発した製造管理システムを用いて、トレーサビリティを強化しております。これにより品質のばらつきを抑制するとともに、問題発生時には、関与した工程、部品、作業員などを即座に追跡し、迅速な原因究明と対策を講じることができます。

3つ目は、新製品の設計段階からの徹底した信頼性の設計・製品の作り込みです。高い安全性を追求し、製品の骨格となる部分には、万が一の衝撃にも耐え得る素材や、火災リスクを抑える難燃性素材を厳選して採用しています。ハード面だけではなく、多重保護機能を組み込んだ安全設計を施すことで、二重、三重の防御施策を講じています。

また、先ほど御紹介したとおり、厳格な審査体制を整え、サプライヤー選定には独自の厳しい基準を設けており、信頼できるパートナーのみと連携しています。

設計の各プロセスにおいて、厳格なデザインレビュー、設計審査を重ね、潜在的なリス

クを徹底的に排除した上で、品質を保証しています。

また、是正も徹底し、もし設計や試作の段階で何かしらの問題が見つければ、即座に次工程への履行をストップします。原因を究明し、確実な是正措置を完了させるまでは先に進まない。この妥協のない取組が、最終的な製品の信頼性を支える形になっています。

また、お客様へ御提供する取組として、製品を安全にお使いいただくために実施している活動の例を御紹介させていただきます。

最初に御紹介するのは、行政や関連団体と連携して実施している活動です。環境省様と連携した、リチウムイオン電池の正しい廃棄方法の啓発や、経済産業省様が主導している回収実証事業への参画、また、中学校への出前授業などを実施して、モバイルバッテリーの安全な使用から廃棄に関わる部分までを直接お伝えすることによって、どのように安全に使っていくのか、どのように廃棄するのかといった情報発信に関しても、御協力させていただいているような状況になっております。

また、その他にも、情報発信を多くすることを心がけておりまして、SNSや自社サイト内のコンテンツを通じて、モバイルバッテリーの寿命や火災防止に関する情報を動画などで発信しております。

加えて、リマインドでの通知として、弊社の公式サイトで、モバイルバッテリーなどの製品を購入したお客様に対して、サイクルタイミングが消耗しそうな適切なタイミングでの製品買換えの御案内や、Anker Storeなど、実店舗での下取りサポートへ誘導することで、寿命を超えた製品の継続使用による事故を防ぐ取組を行っております。

最後に、お客様が愛着を持って使用されている製品を長く使い続けていただきたいという思いから、環境保護につなげたいという思いを含めて、2020年より、一部製品に関して修理サービスも提供しております。修理センターでは、不具合品の製品調査をまず実施し、調査をもって製品起因の不具合が確認できた場合は、実際の修理に進むという手順を踏むことで、背景を理解した上で、適切な修理を行っております。修理や問合せから得られるデータは社内にて分析し、製品の品質改善や次のモデルの開発に生かされています。

Ankerグループは、これからも安心・安全を最優先事項として、技術の革新と厳格な品質管理の両輪で、お客様に信頼いただける製品を提供し続けてまいります。

御清聴いただき、ありがとうございました。

○早川委員長　ありがとうございました。

続きまして、資料2-3になると思いますが、エレコム株式会社執行役員・技術開発部

部長の井上寛様からお願いしたいと思います。

○エレコム株式会社（井上）      ありがとうございます。エレコム技術開発部・井上と申します。よろしくお願いします。

今日、品質管理課の三井から説明させていただきます。

○エレコム株式会社（三井）      本日は、お時間を頂き、ありがとうございました。エレコム株式会社の三井です。本日は、モバイルバッテリーの発火事故に関する対応策として、当社が輸入事業者として実務で取り組んでいる内容を中心に御説明させていただきたいと思ひます。

当社も+あんしんマークに応募させていただいて、今回選ばれたということで、ありがとうございました。この+あんしんマークの周知に関しましては、行政の皆さんだけではなくて、事業者側も積極的に販促物などに活用させていただいて、周知の協力をさせていただきたいと思ひますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

まず、本日の趣旨と問題意識についてです。

市場のモバイルバッテリーの発火・発煙事故は、現在も継続的に発生している問題と認識しております。これらの事故に関しましては、使用方法や廃棄を含む複数の要因が重なり、事故が発生しているものと認識していますが、その一部には設計・製造・管理に起因するケースも含まれているというところは認識しております。

当社としては、最低限の法令遵守、そして第三者試験をしていれば十分という考え方は安全確保できていないという問題意識を持っております。輸入事業者の立場ではありますが、サプライチェーン全体に関与して、実行力を持って継続的に改善していくことが必要だと考えています。

本日は、エレコムが輸入事業者として、どこまで実務として取り組んでいるかというところを共有させていただき、業界全体のレベルアップや行政との連携等について考えさせていただければと思ひます。

次に、電池セルと部品のサプライヤー選定と監査について御説明いたします。

当社のモバイルバッテリー構成部材は、電池のセル、基板、筐体、ケーブルに大別されています。当社では、この全ての部材に関して、サプライヤーの監査を実施しております。こういった部材の管理体制については、エレコムが直接関与・把握する方針を取っております。

特に電池セルに関しましては、高リスク部材として管理しております。開発部門には合

格サプライヤーリストを提示させていただいて、このリストから部材を選定してほしいということでルールを徹底しています。

監査自体は、数十項目以上に及ぶチェックリストを用いて行っていますが、我々としては、輸入事業者として単なる書類確認をするだけではなく、実地監査を前提とした運用を行っています。また、合否判定にかかわらず、よりよい管理体制の構築のために改善指導を行い、その是正確認まで実施しています。

続いて、製造工程における検査に関して説明いたします。

当社のモバイルバッテリーでは、基板単体での検査を全数行っております。具体的には、過充電保護、過放電保護、温度保護などの検査を行っています。

完成品状態だけでやらないという意味合いに関しましては、電池セルを組み立てた後では確認できない項目がありますので、基板段階でも機能の確認をしているということになります。

その後、完成品についても全数検査を行い、出力検査、エイジング試験などを行っております。

これらの検査内容に関しましては、当然検査コストがかかりますが、安全設計をされた製品を確実に輸入することを最重視しております。特に安全保護回路の検査方法に関しては、サプライヤー自身でやったことがないという検査方法についても、当社の特別要求として、各サプライヤーに御協力いただいているところでございます。

続いて、トレーサビリティについて御説明させていただきます。

完成品レベルに関しましては、製造工場や製造時期を100%特定できるようなシリアルナンバーを設定させていただいています。当社の一部の工場では、MESと言われる製造実行システムを導入しており、右の図にあるようなQRコードやバーコードを読むと、いつ検査をしたのかということがトレーサビリティできるような体制を取っております。

取引上の制約が少しありますので、全仕入先でこのデジタルトレースを義務づけることはまだできておりませんが、引き続き、取引条件等々考慮しながら、この普及について考えていきたいと思っております。

当社として、さらなる品質向上に向けては、サプライヤーポータル活用の検討を開始しております。設備変更や人員変更、工程変更に関しましては、サイレントチェンジが起きないように、こちらから直接、定期的にサプライヤーに確認するという仕組みの構築を始めしております。

続きまして、試験機関など第三者機関に関する説明になります。

P S Eの表示に必要な試験は、必ず第三者機関のレポートを取得することを社内ルールとして定めています。社内規定上、レポートがない場合は発売不可としており、仕入先の自社測定結果だけで判断することは認めておりません。

また、第三者機関についても、I S Oの認定を有している等の試験機関を指定しております。過去に第三者機関の解釈違いによる指摘事例を経験したことを踏まえ、現在は、使用する試験機関を一定程度絞り込むという運用を行っております。

ここで重要だと感じているところは、とはいえ、第三者機関に任せきりにしないという点でございます。最終判断及び最終責任も、輸入事業者である当社・エレコムが行うという認識ですので、社内ルール等をきちんと改訂して、業務を遂行しております。

最後に、製品安全における連携について御説明させていただければと思います。

製品の高度化・多様化が進む中で、単独企業でリスクを全て把握することには限界があると感じております。事故情報や不具合の傾向、技術的知見を社会全体で共有することが、事故の未然防止及び説明責任の両立につながると考えています。

当社としては、事故情報や不具合傾向を積極的に共有し、N I T Eさんや経済産業省様とそういった知見を考慮しまして、当社の設計・評価プロセスに反映し、自社安全レベルの向上に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、試験方法、評価方法に関しては、今後も意見交換を行いながら、こういった制度や体制については、実行可能な形で改善に協力していきたいと思っておりますので、引き続き連携のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○早川委員長 ありがとうございました。

それでは、続けて、事務局から、資料2-1の2つ目の対応策でしょうか、御説明をお願いいたします。

○森本課長 引き続きまして、経済産業省の森本でございます。対策の2つ目に移りたいと思っております。

先ほど、アンカー・ジャパンさん、エレコムさんからも御説明がございましたが、製造工程の管理や品質管理の強化はまさに待ったなしの課題と理解しております。特にモバイルバッテリーを中心に発火事故等が頻発している中で、特定の社に限らず、広く関連する事業者につきましても、こういった取組を徹底してもらい、引き続き進めてもらうとい

ったところが重要になっていると理解してございます。

特にモバイルバッテリーにつきましては、残念ながら、国内でほとんど製造されていないという現状でございますので、そういった現状も踏まえまして、モバイルバッテリーの国内販売事業者に対して、当該販売製品についての製造・品質管理体制、さらには安全に関する事項を改めて再確認を要請させていただきたいと考えてございます。

具体的な内容につきましては、4ページ目以降に書かせていただいております。この内容につきましては、まさに先ほど両社から御説明があった内容を踏まえたものになってございます。また、関連の電池製造メーカーの方々、関連の業界の方々とも御相談させていただきまして、整理させていただいております。

「製造工程管理の徹底」ということで、原材料の受入れから成分管理等、製造工程は多段階にわたってございますが、各工程での管理の徹底、トレーサビリティの確保、プロセスの安全確保の重要性といったところを書かせていただいております。

また、製造工程におきまして、特に電池の製造におきまして重要になってございます異物混入対策の徹底も非常に重要な対応とお伺いしてございます。こういったところを特出しの形で整理させていただいております。

また、できてきた製品の品質管理の徹底も併せて書かせていただいております。できてきた製品の検査も非常に重要な鍵となっております。

5ページ目でございます。「工場監査の強化」という内容でございます。

先ほどの議事(1)のところでも、工場監査の強化といったところは話題に上ってございましたが、電池の世界でも同じ課題と理解してございます。

特にサイレントチェンジという観点と、製造と販売の間のコミュニケーションを密にしていくといったところも一つ大きな課題と認識してございまして、この点を改めてメンションさせていただいております。

電池につきましては、セルはもちろんのこと、それを組み立てた機器の安全設計も重要になっていると認識してございます。その観点を5.にメンションさせていただいております。

最後、6.リコールへの対応ですが、残念ながら、製品事故が何件か起こっている現状でございます。また、引き続き、そういったところへの対応が今後も必要になってくる可能性があることを認識してございます。リコールが必要になった場合の適切な対応、着実な実施、さらには、リコールに向けた体制の整備、事前の準備も重要と認識してございまして、

6. に書かせていただいております。

なお、こういった内容につきましては、スライド6ページ目、7ページ目にも記載させていただいておりますが、以前にも経済産業省の調査の中で、代表的な事例という形で、リチウムイオン蓄電池の安全利用対策をまとめさせていただいております。令和元年度の調査事業からの抜粋となっております。こういった内容は非常に参考になるので、今回、資料の中に掲載させていただいております。

私から以上でございます。

○早川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御発言を希望する委員の方々につきましては、挙手ボタンを押していただければと思います。大変恐縮ですが、時間の都合上、簡潔な御発言をお願いできればと思います。また、登壇者への御質問の場合には、その旨をお知らせいただきますよう、お願いいたします。質問内容に応じて、該当する登壇者または事務局から御回答させていただきます。

釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 ありがとうございます。ただいまの森本課長の御説明の中で、資料2-1の4ページから5ページに6つの対策をお書きいただいておりますが、これは、PSアワードで私たちが審査を行わせていただいているポイントとまさに合致するものでございまして、このような対策が各メーカーで行われていくことが大変大切だと思います。

ここから質問という形になりますが、先ほどアンカー・ジャパンさんが御説明くださいました。ありがとうございます。現状、どのようなお取組かということはよく分かったのですが、残念に思いましたのは、回収が発生した原因と現在の取組に至るプロセスについての御説明がありませんでしたので、もし可能であれば、御説明いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○早川委員長 ありがとうございます。回答はまとめて頂ければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

遊間委員、お願いいたします。

○遊間委員 ありがとうございます。製造販売をされている企業の皆様から、事故防止について、いろいろ御説明いただき、理解ができたところでございます。

一方で、消費者側から見ますと、このような製品事故を防ぐためには、バッテリーが変

形してしまったら使わないということが大切になるかと思えます。広報的には、こういったモバイルバッテリーを一般ごみで捨ててはいけないということは広く認知されてきているかと思えますが、実際に捨てようと思えば、自治体によって異なりますので、自治体の情報を見てくださいということで、さらにぐるぐる回って見ていきますと、最終的に、変形しているモバイルバッテリーは個別に確認してくださいといった形で、実際には、どのように捨てたらいいかというところにたどり着けないといったところがございます。そういった点で、ごみの処理は自治体ごとの案件でございますが、国全体として同じような方法で捨てられる、または捨て方を検討することができないかといったあたり、ぜひコメントを頂戴できればと思います。ありがとうございます。

○早川委員長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

私からもちょっと質問させていただければと思うのですが、最近、モバイルバッテリーは、飛行機に乗りますと、機内に持ち込んでください、チェックインしないでくださいと。機内に持ち込んでも、上の棚に入れなくてくださいという形で、かなり特殊な取扱いをしなければいけないという意識があったり、ニュース報道などで、モバイルバッテリーから発火した云々というのが多いので、皆さん、非常に注目していますし、また、我々の身の回りで、スマホもそうですし、いろいろなデバイスが必要不可欠なものになってくると、当然重要なものになってくるということで、その分だけ危険なものを持ちたくないのですが、発火する原因は一体主にどこにあるのか、ぜひエレコム様、アンカー様にお聞きしたいと思っておりましたので、もしよろしければお願いいたします。

それから、エレコム様が輸入事業者とおっしゃっていると同時に自社製品とおっしゃっているのは、恐らくいわゆるファブレスメーカーであるということが特徴だと思うのですが、その点もフォローいただければ大変ありがたいです。どのような形で自社製品と呼んでいるのかということとの関係なのですが、質問の趣旨が分からなければ、後でフォローいたします。

では、今までのところで、まず、エレコム様からお願いしてよろしいでしょうか。

○エレコム株式会社（三井）　まず、先ほど質問いただいた自社製品と輸入事業者の違いについてですが、当社としては、基本的にはファブレスというビジネスモデルを行っていますので、製造というところは外部に委託しているところになります。

ただ、全ての製品の信頼性試験や設計に関しては、日本国内でも確認していますし、こ

ちらから技術指導等も行っていますし、試験項目もこちらで決めているというところがありますので、そういった観点では、自社製品といった捉え方をしております。

○早川委員長 例えば、「メーカーはどちらですか」と聞かれたら、どう答えればよろしいのでしょうか。

○エレコム株式会社（三井） 製造拠点という意味では外部のところになりますが、メーカーとしては当社と認識しております。

○早川委員長 なるほど。ありがとうございます。

それから、あれは何で火が出るのでしょうかというモバイルバッテリーの特質を教えてくださいいただけますと思います。

○エレコム株式会社（三井） 冒頭、御説明させていただきましたが、使用者起因のところはあると思います。業界全体でそういった傾向にあるというところは強いと思います。発火の起点は基本的には内部のリチウムからというところは、N I T E 様の見解などからもあるかと思いますが、リチウムイオン電池自体、エネルギー密度がありますので、何か衝撃があつて、正極と負極が短絡すると発火に至るというメカニズムは分かっております。

○早川委員長 衝撃を加えてはいけないものなのだけれども、落としてしまったりしたときに、外形からはあまり分からないのだけれども、実は内部においても既にということがあり得るということですね。

○エレコム株式会社（三井） そうですね。そういったこともあり得ると思います。

あとは、製造起因の可能性、異物の混入などがある可能性はありますので、そういったものは、当社としては、徹底して管理することで防げていると思いますが、ほかの市場の状況を見ますと、そういったものが含まれているというところはあるのかもしれないと考えています。

○早川委員長 あと、捨て方についての御質問もあったかと思うのですが。

○エレコム株式会社（三井） 当社としても、一部、課題として感じております。廃棄に関しましては、自社の廃棄システムで御案内させていただいて、少ないのですが、エレコムショップというところがありますので、そちらに持ち込んでいただくように案内をしているのと、J B R C と連携してしまして、スーパーなどに回収ボックスを置いていただいておりますので、そちらを活用するように御案内させていただいている次第です。

○早川委員長 よろしいでしょうか。

では、アンカー・ジャパン様、お願いできますでしょうか。廃棄の問題はもう既に言及

なさっていらっしゃる場所もございますが、今の質問について、アンカー様の角度からお答えいただければ大変ありがたいのですが。

○アンカー・ジャパン株式会社（井田） 了解いたしました。今、世の中で使われているリチウムイオン電池は可燃性であるというのが原点にあるかなと思っております。モバイルバッテリーに入っているものでなくても、携帯電話を含めて、現状使われている大半のリチウムイオン電池に関しては、半固体や固体という研究はされているものの、可燃性であるということで、そもそも燃えてしまう可能性があるものというのが根源にあるかなと思っております。

その上で、私どもやエレコムさんを含めて、どのような形で品質を担保していくか、そこに不具合が起きないようにしていくかというのはメーカーの責任であると思っております。例えば、使用者起因であったとしても、落としてしまったときに、なるべく内部にダメージを与えないような工夫をしていくことが非常に必要かなと思っておりますが、根底にあるのは、そもそも可燃性のものを使っていて、そこに対する扱いや作り方のところはもちろんですけれども、何か不具合が起きてしまうと、そのような事象が起きてしまうものであるというのが、そもそも製品としての特性かなと思っております。

○早川委員長 ありがとうございます。廃棄のところももう一度、御回答いただければと思うのですが。

○アンカー・ジャパン株式会社（井田） 今、社会的にも問題になっているのは、膨らんでしまっているモバイルバッテリーや携帯電話などを捨てる場所がないということで、私たちもお客様からそういうお声を多く頂いているような状況であります。

その中で、弊社も全国にAnker Storeというものを持っておりまして、そういうところでは積極的に回収させていただくということと、今まさに経済産業省様と、実証事業ということで、そのような製品も含めて回収をしてみたらどうだろうという検証を進めているところでありますので、そのような結果をもって、今後どのようなことができるのかということで、行政と自治体とJBR C様等含めて一体となって、みんなが困らないように回収できる状況にできる限り協力させていただきたいと考えています。

○早川委員長 ありがとうございます。もう一つ、釘宮委員からリコールに関しての御質問があったように思うのですが、その点、いかがでしょうか。もしも間違えていたら、釘宮委員、御指摘ください。

○アンカー・ジャパン株式会社（井田） 原因の部分と、発生してしまったときのフロ

一に関しての説明が足りていなかったというところで御指摘いただいているかなと思っておりまして、まず、発生した際のフローに関しては、何かしら問題が起きた場合には、弊社では調査をすぐに実施するような形で行っております。それは1個の製品だけではなく、波及性があるのかどうか、または製品起因であるかどうかという原因究明の調査を、自社の設備を含めて実施していった、弊社の製品起因であると理解できた場合に関して、リコールという決断をしていくという形になっております。

また、今回、この回収を私たちもやらせていただいている中ではあるのですが、その体制を整えるに当たって、お客様に混乱を与えない状況の整理等々を含めて実施した上で、私たちも最終的にいつ実施できるかを決定していくようなフローを進めさせていただいているという形になっております。

○早川委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局から、今の御質問等について、御回答等あればお願いいたします。

○森本課長　ありがとうございます。遊間委員から廃棄の際の課題を御指摘いただいたと認識してございます。

このバッテリーをめぐる課題につきましては、課題が多段階で複雑に絡まっていると認識してございます。製造プロセスの課題しかり、あとは使用時の問題、廃棄、さらにはリサイクルに至る課題が複合的に絡み合っていて、最終的に製品事故、火災事故、さらには焼却炉での事故につながっていて、全体的な社会課題になっていると認識してございます。

そういった意味では、次の議題のところ資料を入れさせていただいてございますが、モバイルバッテリーを含めまして、リチウムバッテリーに対する対応策は、経済産業省に限らず、他省庁も含めまして、対応をしっかりとらせていただいているという形になってございます。

特に、御指摘のございました廃棄の際の課題につきましては、環境省とか、当省の中でもリサイクルを担当している部署で、今、取組を進めさせていただいているといった状況でございます。そういったところにも状況を共有させていただきまして、今後、ワンボイスで取組を進めていきたいと考えてございます。

○早川委員長　ありがとうございました。

私が先ほど御質問した、モバイルバッテリーは何で発火するのかというところについて、落として、実は壊れているのだけれども、気がつかないで使っているというところもあるというのを聞いて、なるほどなと思ったのですが、製品が非常にファッションブルで、外

側も非常にきれいなので、落としても壊れているかどうかよく分からないということもございませぬ。なので、何か衝撃が与えられて危険性があれば、それは危険だということが分かるような仕組みがあると、外から見た段階で、まあ、大丈夫だろうと思って使いたいなことが避けられるように思いまして、大変に素人考えで恐縮なのですが、そういったアイデア等を導入してくれればと思った次第です。どうもありがとうございました。

活発に御議論いただきましたが、次に、議事（3）に行きたいと思ひます。「製品安全に向けた取組について」でございますが、事務局から資料3-1について御説明いただき、資料説明後に質疑・意見交換の時間を設けたいと思ひます。

それでは、お願いいたします。

○森本課長　　続きます、議事（3）に移りたいと思ひます。資料3-1になります。

「製品安全に向けた取組について」という内容でございます。

3ページ目でございます。前半は、この12月25日に施行を迎えました改正製品安全4法に係る内容になってございます。改正製品安全4法における新たな届出等の状況について御報告をさせていただいているのが資料3になります。

改正製品安全4法につきまして、大きく2本の柱の改正内容になってございます。

1本目の柱は、子供用特定製品の制度の導入、子供PSCマークの制度の導入です。消費生活用製品安全法の対象に新たに乳幼児用玩具（3歳未満向け）を対象に加えさせていただきます、規制の拡大を図ったものになってございます。

新たな事業届出という形で、12月25日の施行日前から受付をさせていただきます、施行に向けて準備を進めてきていたところでございます。1月19日時点での数字になってございますが、372件の届出を新たに頂いているといった内容でございます。

また、2本目の柱でございますが、海外からの直接販売につきましても、規制の対象であることを明確化させていただいたところでございます。特定輸入事業者につきましても、製品安全4法の届出が必要になるといった改正内容でございます。

こちらにつきましては、海外からの事業者の届出ということになりますが、足元、922件の届出を頂いているという内容でございます。

12月25日の施行日を経まして1か月弱たっておりますが、担当課長としては、現時点では大きなトラブルもなく施行日を迎え、施行が始まっていると受け止めているところでございます。

4ページ目でございます。「届出事項の公表制度の創設」ということで、こちらも新制

度施行に合わせて導入させていただいたものになってございます。

製品安全4法に基づきまして届出いただいた内容、事業者名や住所、製品の型式の区分それから、特定輸入事業者につきましては、国内管理人の名称も公表させていただくという形の改正をさせていただいたところでございます。

12月25日の施行日以降は、「保安ネット」という誰でも使える仕組みを使用いたしまして、情報の検索が可能になっているといったことの報告でございます。

5ページ目以降は、新しい制度の施行といったことでございますので、周知・広報活動が非常に重要になってくる、そういった意味で、この数か月にわたりまして我が方で取り組ませていただいた内容、特に周知・広報活動につきましてまとめさせていただいた内容になってございます。

5ページ目につきましては、海外事業者（特定輸入事業者）向けの働きかけ・周知の内容になってございます。前回、9月30日の委員会でも御指摘を頂きましたが、外国語での説明資料、特に英語・中国語での資料も、一部ではございますけれども、翻訳させていただきまして、掲載・説明等させていただいたといった内容でございます。

6ページ目でございます。こちらは、子供用特定製品（乳幼児用玩具）につきましてはの周知活動でございます。乳幼児用玩具ということでございますので、使われる層がある程度限られるといったところもございますので、そういった、子育て世代を中心に、周知・広報させていただいたといった内容になってございます。

7ページ目でございます。関係省庁や地方自治体などにも御協力いただきまして、周知・広報させていただいたという内容でございます。今回、こども家庭庁や、木製玩具もございます林野庁などの関係省庁とも連携させていただきました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、地方自治体におかれましても、ホームページ等で改正内容を掲載させていただいた自治体もございました。

そういったところの御協力もあり、普及・広報が徹底的にできたかなと考えてございます。

3. でございます。N I T Eとの合同記者会見という内容でございます。昨年12月25日の改正法施行日に合わせまして、N I T Eと一緒にしまして合同の記者会見をさせていただいてございます。N I T Eからは、子供の安全・安心という観点から、特におもちゃを中心としました子供をめぐってのリスクについて、具体的かつ事例等を交えまして資

料を作成いただき、説明を頂いたところでございます。あわせて、新しい制度の導入といったところも普及・広報させていただいたという内容でございます。

8ページ目でございますが、各社、いろいろ報道等いただきました。NHKさんをはじめ、いろいろな形で引用いただいたという内容でございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

9ページ目、10ページ目、11ページ目につきましては、前回、9月30日に報告をさせていただいた内容の抜粋となっております。

12ページ目でございます。こちら、今回の法施行をにらみながら、12月19日に対応させていただいた内容になってございます。「製品安全4法における連絡不通事業者リストの公表」という内容でございます。

こちらにつきましては、9月30日の委員会の中で御説明させていただいた内容になってございますが、製品安全4法の執行に当たりまして、一部、連絡の取れない事業者等が発生してございます。そういった事業者に対しましても、法執行をできるだけ強化していくという観点から、連絡の取れていない事業者をExcelの形にまとめさせていただきまして、公表させていただいているものになってございます。

昨年の12月19日に、リスト第一弾という形で公表させていただいてございます。事後に数社から連絡がございまして、3社につきましてはリストから削除させていただいてございます。現在、33社のリストがホームページに掲載された形になってございます。

13ページ目以降につきましては、法改正に限らない全体的な取組の内容をまとめさせていただいてございます。

14ページ目以降につきましては、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」という資料になってございます。こちら、昨年の12月22日にまとめさせていただいたものになってございます。

リチウムイオンをめぐる様々な課題につきましては、先ほどの議事(2)のところでもお話をさせていただいたとおりでございます。関係省庁、具体的には、消費者庁、消防庁、当省、国交省、環境省が集まりまして、関係省庁の連絡会議を開催させていただいてございます。その連絡会議におきまして、リチウムイオン電池総合対策パッケージという形の全体的な政策を取りまとめさせていただいているところでございます。

特にリチウムイオンバッテリーにつきましては、様々な課題が複層的に発生しているということもございまして、ワンボイスでの呼びかけという形で総合対策パッケージをまと

めさせていただいたところがございます。賢く選ぶところから使うところ、さらには廃棄のところまで全体的にしっかり取り組んでいこうといった内容になってございます。

15ページ目でございます。その総合対策パッケージの中でも取り上げさせていただいてございますが、N I T Eにおきましても、リチウムバッテリーの事故を受けまして、体制をしっかり強化してやっていこうといった内容でございます。12月1日に専門のタスクフォースを立ち上げまして、特に事故調査のところをしっかりと重点的にやっていこうといった体制整備をさせていただいているという内容でございます。具体的な方向性も含めまして、まとめさせていただいてございます。

16ページ目以降につきましては、総合パッケージの中で触れさせていただいている内容になってございます。主な内容につきましては、前回、9月30日の資料の中でも触れさせていただいている内容になってございます。

後半、21ページ、22ページ目あたりにつきましては、製造段階に限らず、使用段階、さらには事故発生時の対応といった形ものを掲載させていただいてございます。消費者庁や消防庁などとも連携を取りながら、しっかり対応を進めていきたいという内容を書かせていただいております。

最後、23ページ目以降は、ガス用品関係の内容になってございます。こちらも以前から委員会で御報告させていただいている内容でございますが、ガストーチ規制の内容になってございます。来月6日からガストーチ規制の本格施行が始まるといった段取りになってございます。この1年間、経過措置期間が設けられていたわけでございますが、現時点で9割の検査の実施ということで、準備が進みつつあるといった状況、さらには、検査の申込み等、追加で来ているといった報告を受けているところでございます。今、施行に向けて、順調に準備が進んでいると認識してございます。施行日以後も、ネットパトロール、試買テスト等を通じまして、また、業界とも連携を取りながら、法の適切な執行、安全管理をしっかり進めていきたいと考えてございます。

24ページ目、25ページ目の関係でございます。「カートリッジガスこんろに係るボンベ接合時の要件見直し」ということで、技術要件と技術基準の解釈を改めるといった内容になってございます。

カートリッジガスこんろにつきましては、現在、安全装置といたしまして、器具栓といったものが設けられてございます。技術基準の運用通達の中で、そういったものを求めるという形の義務になってございます。技術開発が進みまして、この安全装置につきまして

は、器具栓に限らない方法も開発されていると、業界からも報告を受けているところがございます。

そういった現状を踏まえまして、25ページでございますが、今、器具栓という形で明記されている安全対策につきまして、性能規定化という形で、液化石油ガスの通路が閉じた状態でなければという形で解釈を改正したいといった内容になってございます。適宜、対応を進めていきたいと考えている次第でございます。

私から以上でございます。

○早川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今の内容につきまして、御意見等ございます委員の方々については、挙手ボタンを押していただければと思います。先ほど申し上げましたが、時間の関係上、簡潔な御発言をお願いできればと思います。最後に、事務局からまとめて御回答いただければと思っております。

もしよろしければ、本日、まだ御発言いただいていない委員の先生方の中で、例えば大下先生、倉貫先生等、いかがでございましょうか。

大下先生、お願いいたします。

○大下委員　　N I T Eの大下でございます。

改正4法がトラブルなく改正できたことは、N I T Eは執行の一部を担っているところでございますが、大変よかったと思っております。引き続き経済産業省と協力・連携して、製品の安全性向上に取り組んでいきたいと思っております。

特にリチウムイオン電池の事故に関しましては、損傷した事故からの原因究明はなかなか難しいものがあるのですが、N I T E内に専門チームを設置しまして、品質のばらつきなどについて、体制を強化して調査を行っているところでございます。

この事故の調査・分析などにおきましては、皆様方からの情報提供など、大変重要なこととございますし、御協力が必要だと思っておりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○早川委員長　　ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

では、御発言を受ける前に、今の点について、もし事務局からお答えがありましたら、お願いできますでしょうか。

○森本課長 ありがとうございます。N I T Eとはふだんから密接にやり取りをさせていただいてございまして、特に製品安全分野におきましては、まさに我々の手足となって、具体的な執行をふだんからやっていただいているということもございまして、引き続き連携を取りながら進めていきたいと考えている次第でございます。

特に、今日、話題になってございましてリチウムバッテリーにつきましては、必ずしも原因究明が容易ではないという課題を抱えてございます。そういった中で、N I T Eから我々がふだん頂いている情報は、政策のベースとなってございまして、政策のきっかけにもなっています。引き続き、しっかり連携を取りながら進めていきたいと思っております。

今日のエレコムさんの資料の中にも、N I T Eとも連携をしてといったところを書いていただいていたかと思えます。

また、消防庁さんからも、まさに現場レベルでの原因の究明という形で、N I T Eを活用しているといった御報告を頂いております。

また、今日、NHKの例などにもちょっと触れさせていただきましたが、いろいろな事故の情報や映像など、全国発信という形で、いろいろメディアにも取り上げていただいております。非常にありがたいと思っております。

我々としては、むしろそういったところをうまく使いながら、今日の冒頭の話に戻りますが、できるだけ製品安全の取組の普及を図っていくといったことで、うまく掛け算をしていきたいと思っております。そういった意味で、ベースがうまくできてきている中で、コンテンツもうまく絡めながら、この取組をどうやって広く皆さんに普及させていくのかといったことを、M E T Iとして、N I T Eとも一緒になりながら考えていければと考えている次第でございます。

○早川委員長 ありがとうございます。

そのほか、御質問等いかがでございましょうか。

私から一つあれなのですが、3ページ目、製品安全4法で届出制度が新しくできたのですが、特に自分の専門分野との関係で言いますと、特定輸入事業者による輸入事業届出、つまり、今ですと、消費者が、海外のマーケットプレイス、あるいは事業者と直接にオンラインで購入等できてしまって、それが安全性について問題があった場合に、国内において連絡先がないということで、このような国内管理人の選任義務を設けたのですが、正直申し上げて、私はちょっと心配なところがありまして、つくったのはいいのだけれども、

結局、海外の事業者には全部無視されるということがあるのかないのかと思ったら、12月に施行が始まってから922件というのはかなりいい数字で、この辺、詳しいことを教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○森本課長　ありがとうございます。私も、施行日前後でどれぐらいの数字が出てくるのかというところをつかむのは非常に難しいなと思っていた中で、今回、900件超の数字をお出ししていますが、今、足元でももう少し大きい数字になっているのではないかなと理解してございます。もともと何とか4桁に近い数字でスタートしたいなと思っていた中で、この数字自体は何かいいスタートを切れたのではないかなと思っています。

この過程で、特にオンラインモールの事業者の方々にはいろいろ御協力いただきまして、制度の意義の説明から、こういった届出をしっかりと出すといったところ、海外の現地のほうでもいろいろ御説明等いただきまして、制度の意義をしっかりと理解いただき、また、制度のやり方を理解いただき、ここまで御対応いただいたと理解してございまして、そういったところも含めまして、改めて御礼を申し上げたいと考えてございます。

ただ、残念ながら、制度そのものはパーフェクトになっていないところも多分あるのだろうなと理解してございまして、こういったところは、引き続き、関係の皆様とも情報交換、意見交換をしながら、玩具も含めまして、いろいろコメントも既に頂いているところでございまして、さらなる執行の適正化に向けて、対応を取っていきたいと考えてございます。引き続き皆様の御協力のほど、よろしく願いいたします。

○早川委員長　実態としては、例えば中国からですと、中国の製品等の輸入のお手伝いをしているようなところが国内管理人になっている例が多いと推察されるのですが、その辺、いかがでしょうか。

○森本課長　それは委員長の御理解のとおりでございます。事業者としては、大半は中国ないしその近辺のところから届出が出てきているといったところで、さらには、日本国内での事業の御支援なり、お手伝いをされている方々が国内管理人として登録されていると理解してございます。大半がそういった方々ではないかなと理解してございます。

○早川委員長　そうすると、先ほどの広報活動に伴って、こういう規制が日本にできたからということで、言い方は悪いですが、慌てて、今までお付き合いのあるそういったところに管理人になってもらったという見方もできそうな気がするのですね。そうすると、いざ製品事故等が起きたときに、国内管理人に連絡をしてみたところ、国内管理人自身もあたふたしてしまったり、連絡をしてみたら、その辺のリアクションがあまりよくないみ

たいなことも、悪いシナリオしてはあり得るように思いますので、先ほどお話がございましたが、今後、注視していきたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さん、いかがでございましょうか。

あと、今の画面をもう一回見せていただくと大変ありがたいのですが、去年の委員会の中で、議題の1つに、こちらにあるPSCマークのデザインをどうするかというのがありまして、赤ちゃんが笑っている写真があって、委員のみんなで、ああでもない、こうでもない議論したのですけれども、非常にいいものができて、これを見ると、ちょっとドキッとするといいですか、子供の安全に対して配慮する。先ほど委員の1人から、+あんしんマークはここまで魅力的なものなのかどうなのかという話でしたが、デザインについても引き続き、いろいろ御検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

釘宮委員、お手を挙げていらっしゃいますか。

○釘宮委員　ほかの方から御発言がないようでしたらば。

○早川委員長　ぜひお願いします。

○釘宮委員　恐れ入ります。そうしましたら、ただいまの御説明について、2つ発言させていただきたいと思います。

まず、子供用特定製品の指定につきましては、順調に施行が進んでいるということで、大変喜ばしいことだと思います。これが実際に事故の減少などにつながっていくかどうかというところをウォッチしていくことが必要だと思いますし、また、子供はどんどん大きくなって、世代が入れ替わっていくということがありますので、周知というところにも力を入れていただきたいと思います。これが1点です。

2点目ですが、リチウムイオン電池総合対策パッケージというものを立ち上げられたということで、充電のライフサイクルを通じた対策が必要だと思っておりましたので、大変有意義な取組だと思っております。

リチウムイオン電池の対策に関しては、安全設計、回収、廃棄がポイントになってくると思うのですが、回収に関して言うと、先ほどのアンカーさんの御発表の中では、まだ3割程度ということがございましたので、回収をもっと進めていただくことが必要だと思います。

また、安全設計ということに関して言うと、もちろん、リチウムイオン電池に関する安全設計の対策は進めていらっしゃると思うのですが、リチウムイオン電池自体が、まだ技

術発展途上にあるといったこともお聞きしています。先ほどの御説明の中でも、液体なので、燃えやすい状態のものであるというお話がありましたので、リチウムイオン電池以外のものも含めて、安全性の高い充電電池の開発を進めていくといったことでの産業界への働きかけも必要なのではないかと思えます。

先ほどの総合対策パッケージに関して申し上げますと、例えば廃棄物団体であれば、廃棄だけの注意喚起になりがちかと思えますので、ぜひ全体を俯瞰して、それぞれ過不足がないかというところを見ていただく、いわば司令塔的な役割というのでしょうか、横串を刺すだけではなくて、全体をウォッチしていくような主導権をぜひ経産省でお取りいただくとありがたいと思えます。

以上でございます。

○早川委員長 幾つか御要望いただいたと思えますが、事務局から簡潔に頂けますでしょうか。

○森本課長 ありがとうございます。まず、新しい制度のほう、PSCマーク、子供用の製品につきましては、もともとスタート自体も、死亡事故を含めまして、いろいろな事故が発生している中で新しい制度といったところでございますので、普及状況も含めまして、引き続き、状況をしっかり注視していきたいと思っておりますし、また、次回以降で、新しい製品の指定等も我々の宿題になってございますので、そういったところの検討も含めまして御報告させていただきたいと思っております。

また、2点目の電池の関係でございますが、電池の新しい開発といったところで、今日、例えば固体電池の開発という話もチラッとございましたけれども、そういったものへの取組につきましても、直接当課ではございませんが、旗を振らせていただいているところもでございます。また、そういったところも、例えば、今日、冒頭にございました表示制度なども使いながら、後押しできるところもあるかなと思っておりますので、そういったところにも取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

また、全体的なところにつきまして、どういったところで主導を取っていくのかというところは我々霞が関全体の課題と受け止めてございまして、そういう機会があれば、関係省庁とも連絡をさせていただきながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○早川委員長 どうもありがとうございました。固体電池の開発など、日本の産業競争力にも関係しているような話かと思えますので、経産省のみならず、ぜひいろいろ取り組

んでいただければと思います。もちろん安全からもでございます。

それでは、以上をもちまして、予定の議論を終了しましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○森本課長　　最後でございます。委員の皆様、本日発表者の皆様、また、オブザーバーの皆様、2時間にわたりまして御対応いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様方から貴重な御意見を頂きまして、また、発表者の皆様方から貴重な情報を提供いただきまして、改めて深く御礼を申し上げたいと思います。

今日頂いた情報をどうやって普及させていくのかといったところも大きな宿題だと私ども受け止めてございます。引き続き、皆様とも御協力しながら、安全・安心に向けて取組を進めてまいりたいと考えてございます。

本日の議事録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様方に確認いただきまして、後日、ホームページで公表させていただきたいと思っております。御対応のほど、よろしくをお願いいたします。

○早川委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会製品安全小委員会を終了いたします。本日も熱心な御審議、どうもありがとうございました。終了いたします。

—了—